

質疑・回答書

件名（施設の種類）	旧介護予防相当訪問型サービス	質疑日	平成30年 2月 2日
質疑箇所	質 疑	回 答	
サービス単位の算定について	旧介護予防相当訪問型サービスとして月4回ケアプランに位置づけていたが、月4回のうち1回のサービス提供が本人の体調不良により生活援助のみになった場合、旧介護予防相当訪問型サービス（包括単位）で算定しても問題はないか。	<p>月4回のうち身体介護に相当する介護が含まれる3回分は旧介護予防訪問介護相当サービスの回数ごとの算定項目で算定し、残り1回の生活援助に相当する支援は訪問型サービスAの算定項目で請求することになる。</p> <p>なお、組み合わせて請求する場合、1月の合計単位数は包括単位数を超えないこと。</p>	